

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2020-14578(P2020-14578A)

【公開日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-004

【出願番号】特願2018-138323(P2018-138323)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 B

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月31日(2020.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作部を有するストップスイッチを備え、

ストップスイッチの操作部が初期位置にある状況で当該操作部が押下された場合には、当該操作部が初期位置から検出位置を経て最大押し込み位置まで移動可能となるように構成されており、

ストップスイッチの操作部が最大押し込み位置にある状況で当該操作部の押下が解除された場合には、当該操作部が最大押し込み位置から検出位置を経て初期位置まで移動可能となるように構成されており、

ストップスイッチの操作部が押下された場合に、当該操作部が検出位置に移動してストップスイッチの操作を検出した時からリールが最大距離滑った後に励磁出力を終了する時までの設計値をT1とし、

ストップスイッチの操作部の押下が解除された場合に、当該操作部が最大押し込み位置から検出位置に移動する時までの最短時間の設計値をT2とした場合に、

T1 > T2となっている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

操作部を有するストップスイッチを備え、

ストップスイッチの操作部が初期位置にある状況で当該操作部が押下された場合には、当該操作部が初期位置から検出位置を経て最大押し込み位置まで移動可能となるように構成されており、

ストップスイッチの操作部が最大押し込み位置にある状況で当該操作部の押下が解除された場合には、当該操作部が最大押し込み位置から検出位置を経て初期位置まで移動可能

となるように構成されており、

ストップスイッチの操作部が押下された場合に、当該操作部が検出位置に移動してストップスイッチの操作を検出した時からリールが最大距離滑った後に励磁出力を終了する時までの設計値をT1とし、

ストップスイッチの操作部の押下が解除された場合に、当該操作部が最大押し込み位置から検出位置に移動する時までの最短時間の設計値をT2とした場合に、

T1 > T2となっている

ことを特徴とする遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

所定条件を満たすと打ち止め機能が有効となるよう構成されており、

打ち止め機能が有効であるときに特定条件を満たすと遊技の進行を停止する打ち止め処理を実行可能に構成されており、

複数種類の特定条件候補の中から少なくとも1つの特定条件候補を前記特定条件として設定可能であるよう構成されている

ことを特徴とする遊技機である。